

議第85号

三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士